

●国民健康保険・後期高齢者医療制度

医療機関等の窓口でのお支払いの際に、限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口で提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります。

また、非課税世帯の人は、限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口へ提示すると、入院時の食事代の標準負担額が減額されます。

医療費が高額になりそうな時は、前もって申請してください。

対象者			申請	申請に必要なもの
69歳まで	世帯主または国保の加入者に、 市民税課税者がいる人		必要	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険証 ・マイナンバー確認ができるもの ・本人確認ができるもの
	世帯主及び国保の加入者全員が 市民税非課税の人			
70歳から 74歳まで	自己負担割合 3割	同一世帯の70歳以上の国保加入者に、 市民税課税所得金額が 690万円以上の人がある人	不要	
		同一世帯の70歳以上の国保加入者に、 市民税課税所得金額が145万円以上 690万円未満の人がある人	必要	
	2割	上記に該当しない市民税課税世帯の人	不要	
		世帯主及び国保の加入者全員が 市民税非課税の人	必要	
後期高齢者 医療加入者 (原則75歳 以上)	自己負担割合 3割	同一世帯に市民税課税所得金額が 690万円以上の後期高齢者医療 加入者がいる人	不要	
		同一世帯に、市民税課税所得金額が 145万円以上690万円未満の後期高齢者 医療加入者がいる人(未申請の人)	必要	
	1割	上記に該当しない市民税課税世帯の人	不要	
		同一世帯の全員が市民税非課税の人 (未申請の人)	必要	

※自己負担限度額等については、市民課医療年金係(☎22-7734)へお問い合わせください。

国民健康保険に加入している人で、令和3年8月1日以降も引き続き限度額認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証が必要となる人は、更新手続きが必要となります。

なお、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人で、令和3年度も引き続き非課税世帯に該当する人には、7月上旬に更新の申請書を送付します。

令和3年度の国民健康保険税の税率と 軽減判定基準額を変更しました

問い合わせ

税務課市民税係 ☎ 22-7732

国民健康保険税は、世帯ごとに計算し世帯主に課税されます。

税額は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金等分、③介護納付金分の3つの合計額になっています。

区分	計算方法	<医療給付費分> 0～74歳	<後期高齢者支援金等分> 0～74歳	<介護納付金分> 40～64歳
所得割額	(被保険者の総所得金額等 －43万円)×税率(%)	6.74%	2.50%	1.86%
均等割額	被保険者数×税額	26,500円	10,000円	9,500円
平等割額	一世帯あたりの税額	18,800円	6,800円	4,600円

●国民健康保険税の軽減制度

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を次のとおり変更しました。

軽減割合	令和3年度軽減判定基準
7割軽減	43万円 + (給与所得者等の数※1 - 1) × 10万円 以下
5割軽減	43万円 + (28.5万円 × 被保険者数※2) + (給与所得者等の数※1 - 1) × 10万円 以下
2割軽減	43万円 + (52万円 × 被保険者数※2) + (給与所得者等の数※1 - 1) × 10万円 以下

※1 給与所得者等の数とは、世帯主または被保険者で給与所得または公的年金所得を有する人の数をいいます。

※2 被保険者数には、旧国保被保険者（国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人）を含みます。

●新型コロナウイルス感染症拡大の影響により収入が減少した方へ

収入が前年中のものと比較して一定以上減少した場合、減免を受けられる場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

後期高齢者医療・国民健康保険被保険者証を更新します

問い合わせ

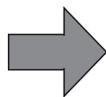
市民課医療年金係 ☎ 22-7734

現在お使いの保険証の有効期限は、7月31日までです。8月1日以降に診療を受けられる場合は、新しい保険証をお使いください。有効期限を過ぎた証は、各自で破棄するか市民課・忠海支所へ返却してください。

対象被保険者証	証の色（7月31日まで）	証の色（8月1日から）
国民健康保険	オレンジ色	紫色
後期高齢者医療	紫色	水色

●国民健康保険被保険者証の様式が変わります

旧様式：広島県 国民健康保険被保険者証。有効期限 平成31年 7月31日。氏名 国保 花子。住所 広島県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号。保険者番号 340034。交付者名 竹原市。TEL 0846-22-7734。



新様式：広島県 国民健康保険被保険者証。有効期限 令和 4年 7月31日。氏名 国保 花子。住所 広島県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号。保険者番号 340034。交付者名 竹原市。TEL 0846-22-7734。変更点：①県章の削除、②枝番の追加、③公印の黒色化。

【変更点】

- ①広島県の県章がなくなります。
- ②オンライン資格確認（マイナンバーカードの健康保険証利用）の導入により、被保険者証番号に個人ごとに2桁の枝番が追加されます。
- ③竹原市の公印の印影が赤色から黒色になります。

後期高齢者医療制度 令和3年度の保険料のお知らせ

問い合わせ

市民課医療年金係 ☎ 22-7734

保険料をお知らせします

- ①令和2年中の所得をもとに計算した保険料額決定通知書を、7月中旬にお届けします。
- ②保険料の納付方法は、原則、年金天引き（特別徴収）となりますが、7月から9月は納付書等（普通徴収）による納付の場合があります。
- ③保険料に関する通知書が届いたら、計算・納付方法等のご確認をお願いします。
- ④保険料率は昨年度と変わりませんが、保険料の軽減率等が一部変わります。

<保険料の決め方>

年間保険料
(限度額 64 万円)

均等割額 46,451 円	+	所得割額 所得割率 8.84%
------------------	---	--------------------

※保険料は、4月から翌年3月までの1年間で計算します。

※所得割額 = (総所得金額等 - 基礎控除) × 0.0884

●所得の低い世帯の被保険者への保険料軽減

所得の低い世帯の被保険者には、これまでと同じく軽減措置がありますが、一部軽減率が変わります。

世帯内の被保険者と世帯主の 前年中所得の合計額	軽減後の 均等割額
43 万円以下の場合	7 割軽減 13,935 円 / 年
43 万円 + (28 万 5 千円 × 被保険者数) 以下の場合	5 割軽減 23,225 円 / 年
43 万円 + (52 万円 × 被保険者数) 以下の場合	2 割軽減 37,160 円 / 年

(留意事項)

給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する者（以下「給与所得者等」という。）が2人以上いる世帯については、被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者のうち給与所得者等の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た額を加えます。

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り15万円を限度として控除があります。

（生年月日が昭和31年1月1日以前の方）

※所得等の申告がない場合は、軽減されません。

●健保組合等の被扶養者であった被保険者について

後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等（国保及び国保組合は除く）の被扶養者であった被保険者については、所得割額の負担はありません。また、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減され、令和3年度の年間保険料額は23,225円になります。ただし、均等割額の7割軽減にも該当する人については、年間保険料額が13,935円になります。

●国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が二重にかかることはありません

後期高齢者医療制度の被保険者になると、制度加入前の医療保険の資格は喪失します。後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険に加入していた場合、後期高齢者医療制度に加入した月から国民健康保険税はかからなくなります。

※ただし、国民健康保険税は世帯主に課税するため、後期高齢者医療制度に加入した人が世帯主となっている世帯に国民健康保険の加入者がいるときは、世帯主に国民健康保険税の通知が届きます。

●新型コロナウイルス感染症に係る保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が著しく減少すると見込まれる世帯の人は、申請をいただくことにより保険料が減額となります。（一定の要件あり）

●必要な医療を安心して受けるために…

必要な医療を安心して受けることができる制度を維持していくためには、一人ひとりが生活習慣を見直し、生活習慣病の発症や重症化を防ぐことが必要です。

医療費を占める割合が高い病気

糖尿病
高血圧症
脂質異常症



●高度な医療が必要に
●日常生活の制約

糖尿病性腎症（人工透析）
脳梗塞
狭心症・心筋梗塞

医療費が
高額に！

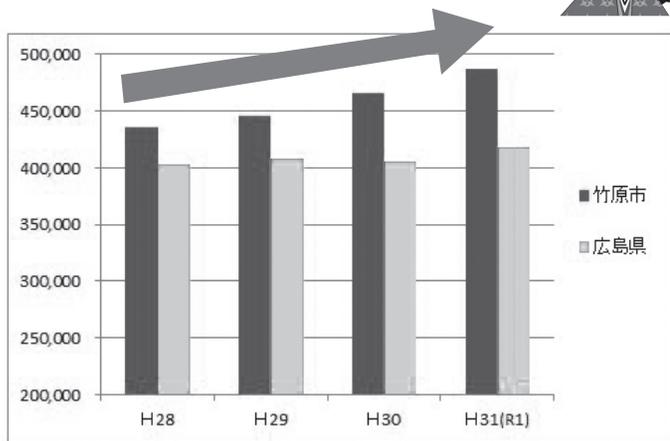


●竹原市国民健康保険の医療費

竹原市国民健康保険の被保険者一人当たりの年間医療費は、被保険者の高齢化や医療技術の進歩による医療費単価の高額化などの影響もあり、増加傾向にあります。

令和元年度は、486,931円で、広島県の418,080円と比べても高額であることが分かります。

医療費に占める生活習慣病の割合は高く、「糖尿病（2位）」、「高血圧症（5位）」、「脂質異常症（7位）」が上位に入っています。



▲竹原市国民健康保険 一人当たりの医療費

●特定健診を受けましょう！

生活習慣病の発症や重症化を防ぐには、①現在の身体の状態を知る、②生活習慣のどこを見直せばいいのかに気づく、③生活習慣を改善する、④健診を受けて改善の効果を確認する、といった健康維持のためのサイクルを作ることが有効です。

まずは、特定健診を受けて現在の身体の状態を知ることが、生活習慣病予防の第一歩です。

広報たけはら5月号と一緒に配布した「令和3年度 竹原市の健康診査のお知らせ」をご覧ください、自分にあった方法で受診しましょう。

介護保険負担割合証を更新します

毎年8月に、要介護認定を受けている全ての人を対象に、「介護保険負担割合証」を更新します。

介護保険サービスの利用者負担割合（1割～3割）は、前年の所得により決定し、令和3年8月から、現役世代並みの所得がある人は、3割となります（65歳以上の人で、前年の合計所得金額が220万円以上の人は原則3割、160万円以上220万円未満の人は原則2割）。

新しい証は、7月中旬に送付しますので、有効期限（7月31日）後の証は、各自で破棄するか健康福祉課・支所へ返却してください。

●介護保険負担割合証

対象者	証の色 (7月31日まで)	証の色 (8月1日から)
要介護認定を受けている人	紫色	白色